

メディカル・デバイス・コリドー情報発信業務委託 仕様書

1 委託業務名称

メディカル・デバイス・コリドー情報発信業務

2 業務の目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を甲府盆地から静岡県東部の医療産業集積地「ファルマバレー」を結ぶ一帯に集積するメディカル・デバイス・コリドー構想の実現に向けて、メディカル・デバイス・コリドー推進計画を策定し、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「産業支援機構」という。）へメディカル・デバイス・コリドー推進センター（以下「推進センター」という。）を設置するなど、県内企業の医療機器関連産業への新規参入、取引拡大を支援している。

本業務は、医療・ヘルスケア関連分野の知識を有するアナリストやマスメディア、ベンチャーキャピタル等を対象とした、県内企業の技術力等の情報発信イベント開催し、医療機器メーカー等への技術力等のPRを図り、もって県内企業の取引拡大のより一層の促進に資することを目的として実施するものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（金）まで

4 委託業務

産業支援機構が実施する山梨、静岡両県連携展示・マッチングイベントに関連し、医療・ヘルスケア関連分野の知識を有するアナリストやマスメディア、ベンチャーキャピタルに対し、県内企業の技術力等の情報発信を行うイベントを開催する。

（1）業務の概要

① イベントの企画・調整・運営全般

- ・ 開催場所の調整・確保
- ・ イベントでは山梨県や山梨県内企業（3～5社）の取組に関するプレゼンテーションの時間を設けること

（例）県内企業の技術力、これまでの取組に関連する情報発信

山梨県、推進センター関連の情報発信

※プレゼンテーションの内容については、産業支援機構と調整の上決定するものとする。

② アナリスト及びマスメディア等への周知・招集

- ・ イベント開催前にプレスリリースを作成し、県内外のマスメディアに配信すること。なお、発信先については、100件以上とする。

- ・ 招待者リストを作成すること。招待者リストは概ねアナリスト10名、マスメディア10名以上とし、出欠確認を行い、産業支援機構の指定する期日までに提出すること。
- ・ 招待者については、本イベント終了後に山梨、静岡両県連携展示・マッチングイベントへ案内するなど、連携に努めること。

③ 業務共通

- ・ 本事業に必要な産業支援機構との打ち合わせ及びマスメディアや招待者との連絡・調整を行うこと。
- ・ プレスリリースや配信先等は、配信前に産業支援機構と協議すること。

(2) その他

- ・ 山梨、静岡両県連携展示・マッチングイベントは令和8年1月22日、23日に東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井カンファレンスにて実施予定。
- ・ 本業務の目的を達成するにあたり、効果的な手法があれば独自提案を可能とする。ただし、当該経費は全て委託料に含むこととする。

5 留意事項

- ・ 本業務を遂行するにあたり必要な人員配置、工程等について適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、委託者と受託者は事前協議を行うものとする。
- ・ 招待者等の手配、招聘に係る手続きは受託者が行うものとし、招聘に要する経費は、受託者において負担するものとする。
- ・ イベント開催にあたり必要な資料及び機材については、受託者が用意するものとする。
- ・ 受託者は、多くのアナリスト及びマスメディアが参加できるよう、開催方法や周知方法に工夫を加えるものとする。

6 個人情報の保護

本業務で知り得た情報については、本業務外での使用を禁ずるものとする。

7 委託費の内訳

イベントの企画・調整・運営にかかる会場借り上げ費を除く費用、アナリスト及びマスメディアの招聘等にかかる費用、報告書作成費用、並びに消費税及び地方消費税とする。

8 成果物

(1) 成果物の内容

- ① 委託業務完了届
- ② イベント実施報告書（イベントの開催日時、場所、概要、企業によるプレゼン情報

等を記載)

- ③ プレスリリース（配信相手が分かる資料を含む）
- ④ 招待者リスト
- ⑤ その他産業支援機構の指示する資料

（２）成果物の提出形式

- ・ 紙ベースで事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを提出すること

９ 納品場所及び期限

（１）納品場所

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課

（２）納品期限

令和８年３月１３日（金）

１０ その他

- ・ 産業支援機構及び産業支援機構が別途イベント運営を委託する事業者と連携し、本業務を実施すること。
- ・ 成果物及び途中経過については、産業支援機構において、山梨県と共有する。なお、成果物のうち、個人情報が含まれること等により共有できない箇所がある場合は、書面により産業支援機構に申し出ること。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、産業支援機構は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

１１ 特記事項

- ・ 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に業務を行うこと。
- ・ 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、産業支援機構と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- ・ 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成１６年条例第３５号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- ・ 上記の特記事項に従わず、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

- ・ 本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、両者協議の上で対応することとする。